

宇治市地域公共交通会議会議運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、宇治市地域公共交通会議設置規程（以下「設置規程」という。）第 12 条の規定に基づき、宇治市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会長は、交通会議を招集しようとするときは、交通会議の 7 日前までに交通会議の日時、場所及び議案等を設置規程第 4 条に規定する委員並びに設置規程第 7 条第 4 項に規定する会長が出席を求めた者（以下「委員等」という。）に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（欠席の届出）

第 3 条 委員等は、交通会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

（委員等の代理）

第 4 条 委員等の代理出席は、認めない。

（会議録）

第 5 条 交通会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員が署名するものとする。

（雑則）

第 6 条 この規程に定めのない事項は、交通会議の議決を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 19 日から施行する。